**平成２３年（フ）第５号**
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目23番６号　木之下アパート202
債務者　舞田　淳一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第１５号**
鹿児島県鹿児島市明和１丁目25番１―604号
債務者　首藤　　功
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第６８号**
鹿児島県日置市日吉町日置654番地２
債務者　浦崎　昭子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２３年（フ）第７号**
鹿児島県指宿市西方2376番地　市営第２大園原団地１―32号
債務者　永山　　正
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

**平成２３年（フ）第６９号**
沖縄県浦添市西原４丁目38番２―101号タウンヒルM
債務者　城間　盛和
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２３年（フ）第７２号**
沖縄県那覇市安里３丁目１番６号レキオビル405
債務者　大城　　理
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２２年（フ）第３００号**
青森県八戸市小中野８丁目10番17号
債務者　島川　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２３年（フ）第１０号**
秋田県大館市柄沢字狐台２番地58
債務者　根本　洋子（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　秋田地方裁判所大館支部

**平成２３年（フ）第１１号**
秋田県鹿角市十和田岡田字焼山下タ１番地８、前住所秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内98番地
債務者　和田　光世（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　秋田地方裁判所大館支部

**平成２３年（フ）第１２号**
秋田県大館市比内町扇田字中扇田21番地１　マンションコートリヴァ　102、前住所秋田県大館市片山字天神98番地３
債務者　安保　　聡
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　秋田地方裁判所大館支部

**平成２３年（フ）第３３号**
福島県郡山市菜根４丁目24番14号　山田マンション403号
債務者　山田　明美（旧姓菅野）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第３７号**
福島県郡山市大槻町字針生北13番地の８
債務者　木川　　一
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第３８号**
福島県郡山市大槻町字針生北13番地の８
債務者　木川美佐子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第１３号**
富山県高岡市佐野951番地
債務者　若宮　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　富山地方裁判所高岡支部

**平成２３年（フ）第２１号**
長野県松本市寿台８丁目６番５号
債務者　新田　哲子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第７号**
岐阜県可児市石井145番地
債務者　濵地　明世
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２３年（フ）第２３号**
三重県伊賀市久米町890番地１　レジデンシャル・金剛504号室、住民票上の住所三重県名張市百合が丘西３番町115番地
債務者　岩嵜　仁美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで　津地方裁判所伊賀支部